

氏 名 松若 裕文

登録番号 第 27821571 号

事務所名称 松若労務事務所

事務所所在地 大阪府茨木市山手台4-7-8-506

所属社会保険労務士会 大阪府社会保険労務士会

処分内容 3か月の社会保険労務士の業務の停止
(令和8年1月19日から3ヶ月)

処分理由 被処分者は、開業していた労務事務所において事務員として雇用していた行政書士Aを、雇用調整助成金(以下「雇調金」という。)支給申請業務に従事させていたものであるが、
第1に、B社から依頼を受けた雇調金支給申請に際し、支給申請書に添付した売上明細及び賃金台帳が、B社が作成したものではなく、Aが雇調金支給申請のために作成したものであり、賃金台帳に記載された手当の種類の内訳が異なる等真正の事実と反している認識がありながら、Aが作成した売上明細及び賃金台帳を添付した雇調金支給申請書を、自己の名義で令和3年5月28日から令和4年4月25日の間、計18回にわたり、大阪労働局長に提出代行したものである。
第2に、C社から依頼を受けた雇調金支給申請業務に際し、AがC社の代表取締役から受けた説明内容に基づき賃金台帳、出勤簿、申請書等を作成したことを把握していながら、Aに対してC社作成の書類との照合等の事実確認を指示せず、自らもAが雇調金申請のために作成した出勤簿及び賃金台帳が真正の事実に基づくものか確認することなく、Aが作成した申請書等を、自己の名義で令和3年12月10日から令和5年1月31日の間、計17回にわたり、大阪労働局長に提出代行したものである。
第3に、D社から依頼を受けた雇調金支給申請業務に際し、D社が作成した給与明細を保管していながら同書類をAに提示せ

ず、またAが作成した賃金台帳を添付した雇調金支給申請書がD社作成の給与明細と整合するものであるかを確認することせず、Aが作成した申請書等を、自己の名義で令和4年1月25日から同年10月6日までの間、計13回にわたり、大阪労働局長に提出代行したものである。

第4に、自己の名義で行った第1から第3の雇調金支給申請業務に対する報酬を、社会保険労務士でないAに行政書士事務所の報酬として請求させる等により、委託者から直接支払わせ、受領させたものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項の「故意に真正の事実反して申請書等の作成を行ったとき」、同法第25条の2第2項の「相当の注意を怠り、真正の事実反して申請書等の作成を行ったとき」、及び同法第25条の3の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。